

南棚塩地区 地域計画だより

令和5年12月 第2号
浪江町役場・農業委員会
南棚塩行政区

❖このお便りは、下記の地図内『南棚塩地区エリア』に農地をお持ちの所有者様対象に発送しています❖

1 令和5年11月20日(月)に、地域計画の打合せを行いました。

《当日の次第》

1 地域計画について

- (1)制度説明
- (2)これまでの経緯

2 今後の進め方

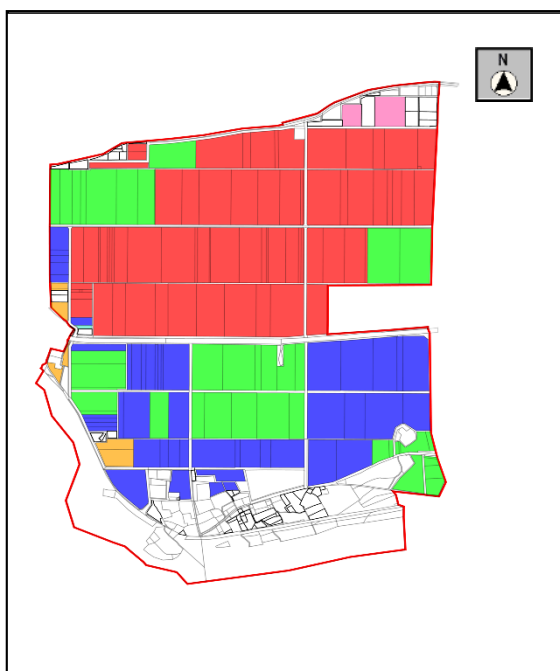
3 意見交換

4 次回の打合せ➡令和5年12月20日(水) 10:00~12:00に決定

《出席者》

- 南棚塩復興組合、南棚塩行政区、南棚塩生産組合、担い手(個人・法人)代表者
- 請戸川土地改良区
- 浪江町役場、浪江町農業委員会、双葉農業普及所、JA福島さくら、官民合同チーム福島県農業振興公社



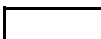





2 決まったこと



ステップ1:検討の主体➡「南棚塩行政区」

ステップ2:策定エリア
➡「南棚塩復興組合が管理している農地」

《 凡 例 》

- | | | | |
|---|------------|---|-------|
|  | … 地域計画エリア線 |  | |
|  | …担い手未定 |  | |
| | |  | … 担い手 |
| | |  | |
| | |  | |
| | |  | |



3 南棚塩地区で話し合っていく手順について

ステップ1: 検討の主体を決めます。

- ▶行政区、復興組合等の策定エリアをカバーする主体
 - ※具体的な検討は、全体または水系単位、圃場整備範囲、小字単位など

ステップ2: 策定するエリアを決めます。

- ▶用途区域を除いた区域で策定します。大字(行政区)単位で良いか確認
- ▶隣接行政区と重複する場合は隣接行政区と策定エリアの確認

決定済

ステップ3-1: 5~10年後の農地や農業のあり方を決めます。

- ▶農地の集約化や営農上の課題の確認
 - ・ほ場へ大型機械が入れない→圃場整備事業、基盤整備事業の検討
 - ・農業用機械がないから大規模化できない→営農再開リース事業の検討
 - ・営農地が分散していて非効率→農地の集約化の検討 など
- ▶営農再開事業をいつまで行うか。
 - ・7年度まで営農再開支援事業が可能。7年度末から営農再開は必須。
(地域計画地域集積協力金は7年度交付分まで)
- ▶5年~10年後の地域の農業のあり方を決めていきます。

ステップ3-2: だれが、どこで、何をつくるのか決めていきます。

- ▶地権者の農地利用の意向を確認します。
 - ・自分で営農していく、自分ではできないので貸したい など
- ▶現在の担い手、今後営農再開する担い手を確認
- ▶耕作されない農地をどうするか決めます。地域の担い手を優先します。
 - ・担い手が規模拡大する農地
 - ・地区外から参入する農地
 - ・営農はできないが草刈りなどの管理だけをする農地
 - ・耕作不適地として対象地から除外する農地

ステップ4: 将来の地域の農地や農業のあり方を文言としてまとめます。

- ▶計画シートに記載し地域で確認します。

地域で合意した地域計画案を外部検討委員会で確認し、地域計画として公告します。

4 今後の検討内容について、皆様にお考えいただきたい事

ステップ 3-1: 5~10年後の農地や農業のあり方を決めます。

農地
所有者

- ▶ご自分が所有する農地について、今後どうするのか
- ▶現在管理耕作している農地は、管理耕作終了後どうするのか
- ▶貸す意向はあるのか(自作地として残す農地と貸したい農地の整理)
- ▶相続手続き
- ▶貸す相手への希望について(例)浪江町内の農業者、外部法人
- ▶担い手が作業しやすいように、畦畔の除去は可能か など

担い手

- ▶農地の利用計画(営農拡大・縮小の意向)
- ▶リース事業(農業用機械など)の対応年数について
(開始:令和〇年~終了:令和〇年)
- ▶法人化について
- ▶利用している農地について“集約化”等の必要はあるか
- ▶借りたい農地の希望(面積・場所・地目)



など

「地域計画」は国の新たな制度で令和6年度までに策定する必要があります。



地域の皆様が一体となって話し合い、地域計画を策定します。

- ▶おおむね10年後を見据え「誰が、どこで、何を作るのか」を決めます。
- ▶農地所有者様の意向を確認し、担い手の掘り起こしを行います。



- ◇地域計画策定は、令和6年度まで関係機関(浪江町・農業委員会・双葉農業普及所・福島県農業振興公社)等がお手伝いできます。
- ◇現在行っている管理耕作は、営農再開を目的とした補助事業のため、事業終了後は誰かが営農していく必要があります。
- ◇また担い手の決まらない農地は、農地所有者が自ら耕作・維持管理する必要があります。

5 現在の状況

§ 令和5年12月20日に復興組合及び行政区の役員・担い手の打合せを行い、
次のことが決まりました。

①地域計画区域内での担い手の確認

- ☞ 小規模農地も含め『株式会社幾世橋共同ファーム、合同会社アンベファーム、福島舞台ファーム株式会社、鎌田光男氏、紺野栄重氏』を地域の担い手として位置付け、どこの農地で営農を行っていくかを確認しました。
- ☞ 地域計画策定の範囲78.7haのうち、5人の担い手が75haで営農していきます。
- ☞ 担い手の決まらなかった農地は、農地所有者が管理していくこととなります。

②地域計画のとりまとめ

- ☞ 地域計画の検討主体、区域が決まり今回担い手も決まりましたので、これまでの経過を国が定めた様式に沿い、町で取りまとめ公表していくこととしました。
- ☞ 地域計画の区域、担い手が決まったことから地域計画の素案として取りまとめ、地権者説明を令和6年1月28日(日)に開催することとしました。

6 今後の予定

これまで、南棚塩の農地は、JAの仲介により地権者と耕作者が特定農作業受委託契約(1年更新)を締結してきましたが、令和7年度以降は、福島県農業振興公社(農地バンク)の仲立ちによる賃貸借契約(10年)に切り替わります。詳細については、今後、地権者向け説明会や地域計画だより等によって周知を図ってまいります。

- ❁ 浪江町役場 農林水産課(農政係)
- ❁ 浪江町 農業委員会事務局
- ❁ 福島県農業振興公社(浪江町役場駐在)

- ☎ 0240-34-0245
- ☎ 0240-23-5706
- ☎ 0240-34-0246
(携帯)070-8688-9530

